



佐賀労働局発表
令和2年8月5日(水)

【照会先】
佐賀労働局労働基準部賃金室
室長 野村 徹哉
室長補佐 小林 克之
(電話) 0952(32)7179(直通)

「佐賀県最低賃金」改正の答申について

佐賀地方最低賃金審議会（会長 富田義典）は、佐賀労働局長（加藤 博之）から本年7月2日に佐賀県最低賃金改正決定の諮問を受けて調査審議を続けてきましたが、下記により開催される予定の第423回佐賀地方最低賃金審議会において、佐賀県最低賃金の改正について答申を行う予定です。

なお、佐賀地方最低賃金審議会に先立ち開催される佐賀地方最低賃金専門部会（金額審議のため非公開）の審議状況により、この日に答申されない場合があります。

また、佐賀県最低賃金専門部会の審議次第で、佐賀地方最低賃金審議会の開催時刻が変更されることもありますので、当日の状況については、上記照会先あて御確認ください。

記

- 1 日 時
令和2年8月6日（木曜日） 午後2時00分から（予定）
- 2 場 所
佐賀勤労者総合福祉センター（メートプラザ佐賀）大会議室
（佐賀市兵庫北三丁目8番40号）
- 3 議 題（予定）
 - (1) 佐賀県最低賃金の改正について
 - (2) 佐賀県最低賃金の改正決定に関する答申について
 - (3) その他
- 4 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、以下の事項についてご協力願います。
 - ・発熱等、風邪の症状が見られる場合や体調に不安がある場合は、傍聴を御遠慮ください。また、体調が悪い方については、入室をお控えいただく場合があります。
 - ・当日はマスクの着用、手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底へのご協力をお願いします。
 - ・会議室入口での体温測定及び手指のアルコール消毒にご協力ください。

参考

最低賃金とは

最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。アルバイト、パートタイム労働者などを含むすべての労働者とその使用者に適用される。

最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）が定められている。

今後の審議

佐賀地方最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会から示される予定の引上げ額の「目安」を踏まえ、地域の実情（賃金、雇用状況、生活保護費の支給水準等）に応じた最低賃金改正のための調査審議を行い、審議結果（引上げ額等）について審議会会長から局長に対して答申がなされる。

これを受け、局長は異議申出に係る公示を行い、異議が提出された場合には、改めて同審議会において審議を行い、その結果が答申される。

これを受け、局長は新たな最低賃金額等を決定し、官報公示を経て発効する。

佐賀県の最低賃金

790円（令和元年10月4日から効力発生。前年から28円引上げ。）

なお、全国で最も高い地域別最低賃金は東京都最低賃金の1,013円で、最も低いのは、福岡を除く九州・沖縄7県等の計15県の790円。全国加重平均は901円。